

松浦市体育施設及び松浦市民運動公園スポーツ施設に関する 確認事項について

令和6年12月12日一部改正

1 使用時間について

- ①松浦市体育施設（以下「体育施設」という。）の使用開始時刻については、「松浦市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則」で午前9時と定めています。また、松浦市民運動公園スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）は、使用開始時刻について規則上の定めはありませんが、体育施設に準じて午前9時とします。
- ②全施設において、大会・イベント等であっても、前記規則に定める使用時間内での使用をお願いします。ただし、早朝の時間外使用については、真にやむを得ない事由がある場合に限り、生涯学習課との協議とします。
- ③スポーツ施設の夜間照明使用時間については、近隣住民に配慮し、平日は午後9時まで（コート整備・後片付けは午後9時30分まで）、土日祝日は午後7時30分まで（コート整備・後片付けは午後8時まで）とします。
- ④スポーツ施設において、天候等による態度決定及び大会準備のために早朝の時間外使用が必要な場合で、前日以前の開庁日の午後5時までに申請者から生涯学習課へ申出があったときは、前日夜の正面出入口門扉の施錠を行いませんので、使用当日、申請者自身での開閉をお願いします。

2 各施設の駐車場開錠時間について

- ①松浦市民運動公園 午前8時30分
 - ②松浦市野球場 午前8時30分
- ※他施設の駐車場は、施錠しておりません。

3 各施設の使用許可申請について

- ①体育施設及びスポーツ施設において、「松浦市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則」「松浦市民運動公園スポーツ施設管理規則」でそれぞれ6か月先までの使用について申請できると定めています。ただし、松浦市野球場については、市内唯一の野球場であり、使用希望が殺到するおそれがあることから、2か月先までの使用について申請を受け付けることとします。なお、大会・イベント等（別に定める例による）については、全施設で1年先までの申請を受け付けます。
※2か月先：申請日を含む2か月間。 例）4/3（申請日）→6/2 使用分まで申請可能。
6か月先：申請日を含む6か月間。 例）4/3（申請日）→10/2 使用分まで申請可能。
1年先：申請日を含む1年間。 例）4/3→翌年の4/2 使用分まで申請可能。
- ②松浦市野球場は、幅広い年齢層（小学・中学・高校・大学・一般）に使用していただきたいことから、シーズン中（3月～11月の期間）の土日祝日については、1申請者ひと月あたり2～3回程度の使用に制限します。ただし、月曜日の段階で、その後の直近の土日祝日に空きがあれば申請を受け付けることとします。
- ③全施設について、空き状況の確認はできますが、予約は受け付けません。また、使用日について同日に複数の申請があった場合は、当該申請者間での協議とします。
- ④全施設において、練習及び練習試合等で許可を受けた後に、他団体等が大会・イベント開催及び緊急的な催事により使用を希望される場合は、当事者間での協議とします。
- ⑤全施設において、キャンセルは、必ず事前に連絡をお願いします。なお、無断キャンセル・当日キャンセル（雨天時等やむを得ない場合を除く）については、使用料を徴収します。

（松浦市教育委員会事務局生涯学習課）

(3-①イベント例)

大会の他、イベントについては次の例を含む。

- ・市内において宿泊を伴う合宿（地域振興促進に繋がるもの）
- ・市内に拠点を置くチーム（関係者含む）主催の野球体験会・野球教室

また、いずれの場合も申請時には主催者が発行する要項（行事の趣旨を判断できるもの）を添付すること。